

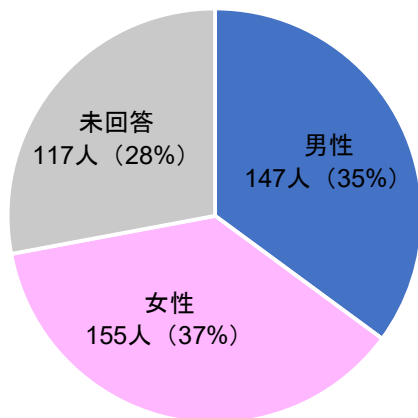
天神川の川づくりに関するアンケート結果

令和6年1月19日
国土交通省中国地方整備局

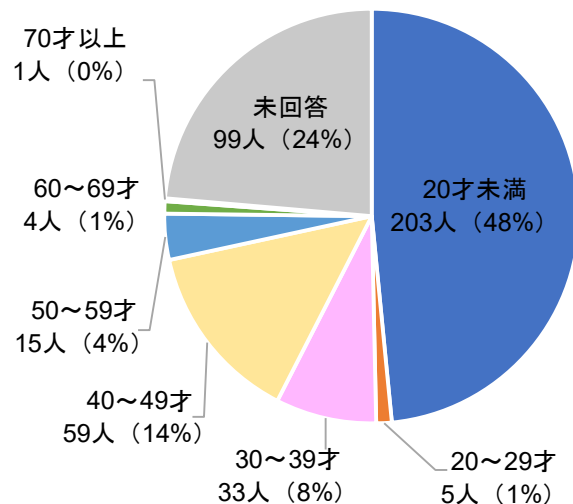
アンケート方法

- 流域内の小中学校(※小学校は保護者、中学校は生徒)、住民説明会への参加者に対してアンケート要旨を配布
- 中学生からの回答が約5割を占める。

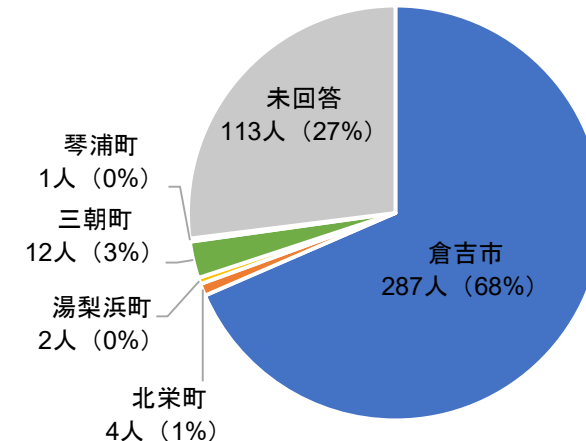
①男女比率



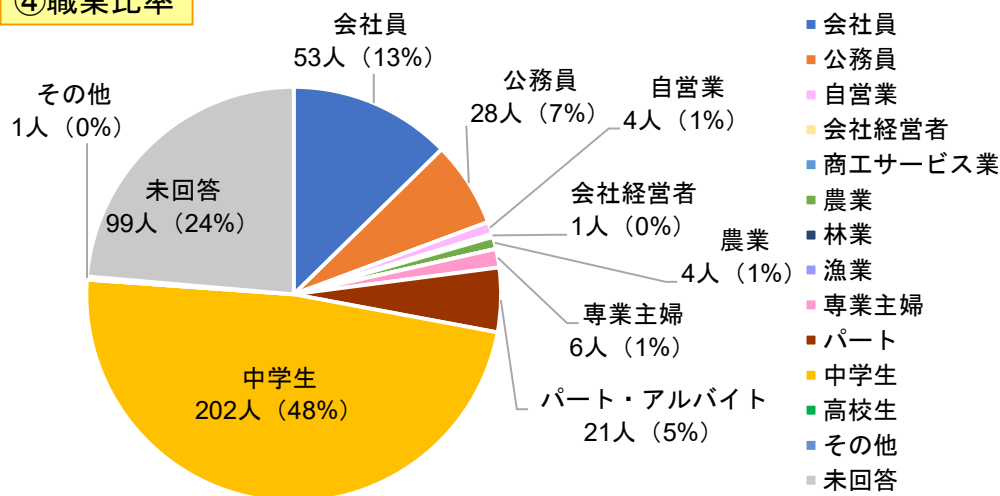
②年齢比率



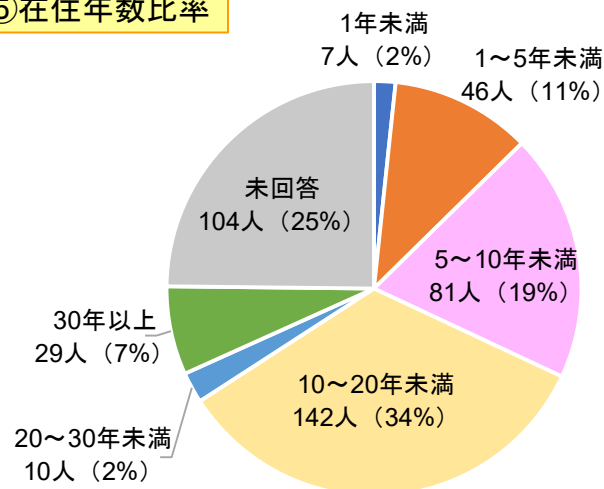
③居住地比率



④職業比率



⑤在住年数比率

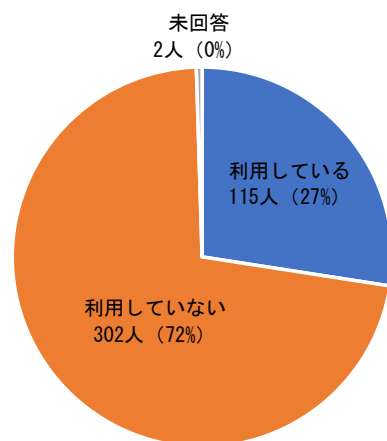


アンケート結果

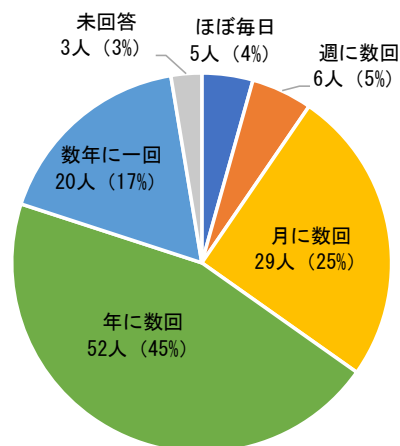
- レジャーやイベント参加、日常の散策などで天神川を利用されている方の割合は30%程度であり、その頻度としては年に数回が5割弱を占めている。また、利用用途としては、散策、イベントの割合が多い。
- 利用されていない理由としては、興味が無い、川まで遠い、行ってみたい施設がないの順に多い。

■天神川の利用や環境についてお聞かせください。

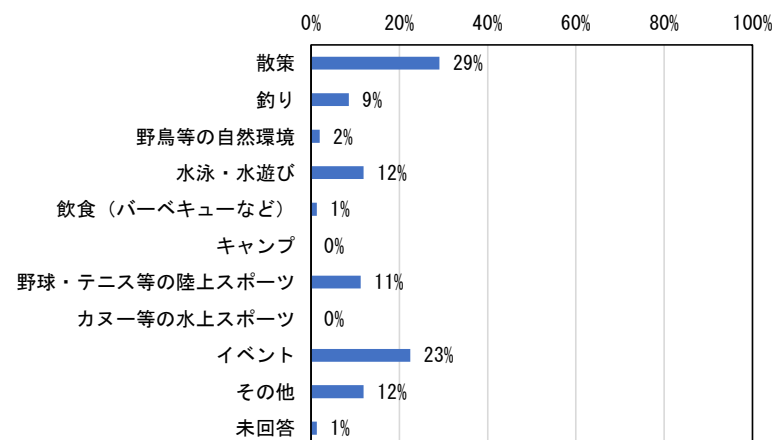
Q1 レジャーやイベント参加、日常の散策などで天神川を利用されていますか？



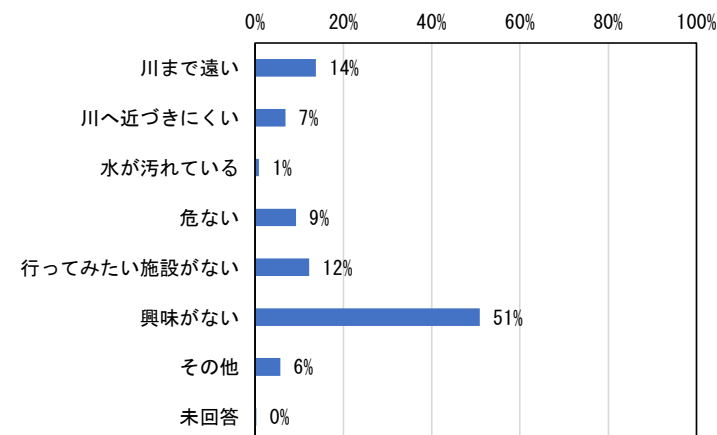
Q1-1 利用している頻度はどれくらいですか？



Q1-2 何に利用していますか？（複数選択）



Q2 利用していない理由は次のうちどれですか？



アンケート結果

■ 天神川をどのような川にしていきたいかという質問に対しては、最も優先するものとしては、「洪水に対して安全で安心できる川」が56%と最も多い。2番目に優先するものとしては、「水利用に対して安全で安心できる川」が43%と多い。②水利用に対して安全で安心できる川、3番目に優先するものとしては、「魚とりや水遊びができる川」、「散策やレクリエーションのできる川」、「動植物が豊かな川」が同程度に多い。

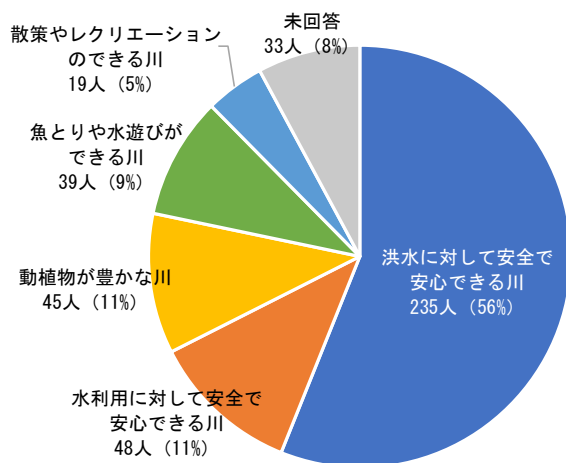
■ 今後の天神川についてお聞かせください。

Q4 天神川をどのような川にしていきたいと思いますか？

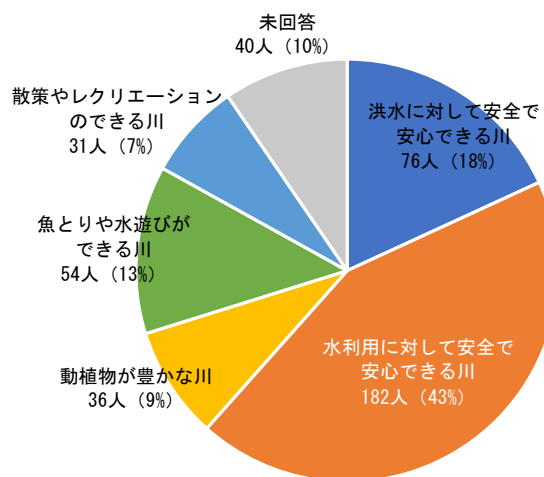
①～⑤の中で優先度の高いものから順に番号をお書きください。

- ①洪水に対して安全で安心できる川
- ②水利用に対して安全で安心できる川
- ③魚とりや水遊びができる川
- ④散策やレクリエーションのできる川
- ⑤動植物が豊かな川

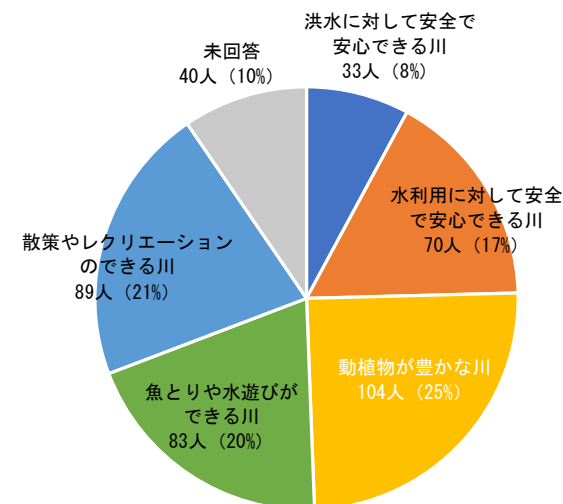
最も優先するもの



2番目に優先するもの



3番目に優先するもの



「天神川」の川づくりについてご意見をお聞かせ下さい

回答はこのアンケート用紙に直接ご記入下さい ※アンケートの回答は、お一人につき1回とさせていただきます。

※なお、「天神川」には、支川の小鴨川・国府川・三徳川も含まれます。

■ 天神川の利用や環境についてお聞かせください。

Q1 レジャーやイベント参加、日常の散策などで天神川を利用されていますか？

(1つに○)

1.利用している → **Q1-1**、**Q1-2**へ 2.利用していない → **Q3**へ

Q1-1 利用している頻度はどれくらいですか？(1つに○)

ほぼ毎日 週に数回 月に数回 年に数回 数年に一回

Q1-2 何に利用していますか？(当てはまるものすべてに○)

- 1.散策 2.釣り 3.野鳥等の自然環境 4.水泳・水遊び
5.飲食(バーベキューなど) 6.キャンプ 7.野球・テニス等の陸上スポーツ
8.カヌー等の水上スポーツ 9.イベント 10.その他()

Q3 利用していない理由は次のうちどれですか？(1つに○)

- 1.川まで遠い 2.川へ近づきにくい 3.水が汚れている 4.危ない
5.行ってみたい施設がない 6.興味がない 7.その他()

■ 今後の天神川についてお聞かせください。

Q9 天神川をどのような川にしていきたいと思いませんか？

①～⑤の中で優先度の高いものから順に、右の回答欄に番号をお書き下さい。

- ①洪水に対して安全で安心できる川
②水利用に対して安全で安心できる川
③魚とりや水遊びができる川
④散策やレクリエーションのできる川
⑤動植物が豊かな川

- 最も優先するもの()
2番目に優先するもの()
3番目に優先するもの()
4番目に優先するもの()
5番目に優先するもの()

■ 天神川水系河川整備計画(変更【原案】)について、お聞かせください

↓変更原案はこちら

<http://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/tkasen/plan/henkougennan.pdf>



QRコード

Q10 35 ページからの 4.1 気候変動を踏まえた治水目標の変更について、ご意見ありましたらご自由にお書きください。

[]

Q11 40ページからの4.3 河川環境の整備と保全に関する目標の変更について、ご意見ありましたらご自由にお書きください。

Q12 43ページからの5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要の変更について、ご意見ありましたらご自由にお書きください。

Q13 65ページからの5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所の変更について、ご意見ありましたらご自由にお書きください。

Q14 81ページからの6. 天神川流域における流域治水の取組について、ご意見ありましたらご自由にお書きください。

Q15 88ページからの7. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項の変更について、ご意見ありましたらご自由にお書きください。

■ 天神川水系河川整備計画（変更【原案】）に関するご意見、その他ご意見をご自由にお書きください

■あなたのことについてお教え下さい。

- 1.お住まい [市町村名 地区名]
- 2.性別 男性 女性
- 3.年齢 20才未満 20～29才 30～39才 40～49才 50～59才 60～69才 70才以上
- 4.ご職業 会社員 公務員 自営業 会社経営者 商工サービス業 農業 林業 漁業
専業主婦 パート・アルバイト 中学生 高校生 その他
- 5.現在のお住まいに何年間お住みですか？
1年未満 1～5年未満 5～10年未満 10～20年未満 20～30年未満 30年以上

天神川水系 河川整備計画

Tenjin River

Improvement Project

将来の天神川のかわづくり あなたの声を届けよう！

河川整備計画とは、おおむね 30 年で段階的に実施する河川整備の目標、河川工事、維持管理等の内容を定める河川法に基づく計画です。

天神川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)原案へのご意見の提出について



倉吉大橋付近



生田橋付近

国土交通省中国地方整備局では、戦後最大洪水である昭和 34 年伊勢湾台風洪水に対して気候変動による降雨量の増加等を考慮し、「天神川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)(以下、「変更原案」とする)」を作成しました。

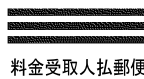
地域の皆様に「変更原案」の内容を読んでいただくため、令和 5 年11月27日(月)～12月26日(火)まで、国土交通省倉吉河川国道事務所、倉吉市役所、三朝町役場、鳥取県庁等で閲覧が可能で、倉吉河川国道事務所のウェブサイト(裏面に記載のアドレス、二次元バーコードを参照)にも掲載しています。

「変更原案」に対するご意見は、ご意見募集ハガキ、電子メール、FAXで提出可能です。

ご意見募集ハガキ

ご意見の記入は裏面です、切り取ってお使いください

郵便はがき



差出有効期間
令和5年12月31日
まで(切手不要)

倉吉河川
国道事務所
河川管理課
宛

国土交通省中国地方整備局

鳥取県倉吉市福庭町1丁目18番

「変更原案」の閲覧場所

「変更原案」は以下の場所で閲覧することができます。
※申し込み不要、各場所の開庁日、開庁時間に準拠します

| | |
|-------|---------------------|
| 国土交通省 | 中国地方整備局 情報公開室 |
| | 倉吉河川国道事務所 |
| | 天神川出張所 羽合国道維持出張所 |
| 鳥取県 | 鳥取県庁 |
| | 鳥取県中部総合事務所 |
| 倉吉市 | 倉吉市役所 本庁舎 |
| | 倉吉市役所 第2庁舎 |
| | 倉吉市役所 関金庁舎 |
| 三朝町 | 三朝町役場 |
| 湯梨浜町 | 湯梨浜町役場 |
| | 湯梨浜町役場 東郷支所 |
| | 湯梨浜町役場 泊支所 |
| 北栄町 | 北栄町役場 |

【ご意見募集期間】

令和 5 年 1 2 月 2 6 日 (火)

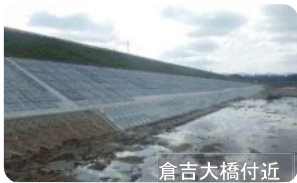
必着



天神川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)原案の内容

基本理念

心のふるさととして親しまれる安心・安全な川づくりを目指すとともに、人と自然にやさしく美しい天神川水系を次世代に継承する



倉吉大橋付近

いつまでも安心・安全を確保できる川づくり



河川敷の菜の花

美しい水辺を取り戻し人と自然にやさしい川づくり



雪の山並みとコハクチョウ



上小鴨水辺の楽校

人が集い地域に活力を創造する川づくり



サイクリングロード

天神川流域の災害

昭和 34 年伊勢湾台風洪水は、天神川においては戦後最大の洪水であり、家屋の浸水被害や内水被害が発生しました。



大塚橋の流失
(S34 年伊勢湾台風洪水)



倉吉市関金地区の堤防決壊
(S34 年伊勢湾台風洪水)

今回の変更の目的

天神川における昭和 34 年伊勢湾台風洪水を踏まえ、また全国的には令和元年東日本台風など、気候変動の影響により近年頻発化・激甚化する降雨状況を鑑み、天神川水系における今後の治水対策の方向性を示す、天神川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更します。

ご意見募集ハガキ

下のハガキにご意見をご記入ください
切り取ってお使いください

| | | | | |
|--------|-----|----|-----|----------|
| (ふりがな) | | | | |
| 氏名 | | 年齢 | | (男・女) |
| | | | 歳 | |
| お住まい | 鳥取県 | | | ※番地は不要です |
| | 市・郡 | | 区・町 | |

天神川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)原案全般に対するご意見があればご記入ください。

「変更原案」の掲載場所及びご意見の提出方法

▶「変更原案」の掲載場所

倉吉河川国道事務所ウェブサイト内
河川整備計画(変更)(原案)意見募集ページ

<http://www.cgrm.titco.jp/kurayoshi/ksen/plan.htm>



▶ご意見の提出は、左のハガキ、電子メール又は FAX でお願ひします。

電子メール

kurayosi@cgrm.titco.jp

FAX

0858-26-8200

倉吉河川国道事務所 河川管理課 宛て

▶ご意見を提出される場合は、以下の①～⑤の必要事項をご記入ください。

件名:天神川水系河川整備計画(変更)について

- ①氏名 (企業・団体の場合は、企業・団体名、担当部署及び担当者名)
- ②年齢 (企業・団体の場合は不要)
- ③性別 (企業・団体の場合は不要)
- ④住所 (番地は不要)
- ⑤意見 該当箇所(「変更原案」の頁・行)及び意見内容

注意事項

※ご記入いただいたご意見は天神川水系河川整備計画(変更)策定のために活用させていただきます。

※なお個人情報は事務所で適切に管理し、情報漏洩、紛失の防止に努めます。

お問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

河川管理課 天神川河川整備計画担当

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町 1丁目 18番

TEL 0858-26-6237 FAX 0858-26-8200